

仕 様 書

1 名称

令和4年度市立高校生等心臓検診業務

2 検査対象者

市立高等学校の第1学年全員、市立夜間中学校の令和4年入学者全員
(参考) 令和4年度受験者数見込 高等学校2,270人、夜間中学校120人
(特別支援学校高等部第1学年、中等教育学校第4学年を含む)

3 委託期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

4 実施方法

- (1) 「高等学校健康診断日程表」(別紙1)のとおり、各学校において心電図検査(12誘導)を実施する。
- (2) (別紙1)の検診実施時間帯は、契約締結後に受託者が実施に要する具体的な時間を検討し、委託者へ報告・協議の上決定すること。
- (3) やむを得ない事情により(別紙1)の日程での実施が困難となった場合は、契約期間内で新たな日程を委託者と受託者の協議により決定する。
- (4) 学校所在地は「学校所在地一覧」(別紙2)のとおり。

《準備》

- (1) (別紙1)の日程・時間帯の中で検診を終えることができるよう、心電図機器・人員等を準備すること。
- (2) 衝立はベッド2台につき1セット(※参照)を受託者が用意し、検査実施日の前日までに学校へ搬入すること。
- (3) 基本的に学校で心電図機器1台につきベッド2台を準備するが、学校によってはベッドに使用する机の一部又は全部が準備できない場合がある。その場合には、受託者が学校と調整のうえ不足分のベッド用机を準備し、衝立と併せて検査実施日の前日までに学校へ搬入すること。

※衝立の搬入日時は事前に学校と調整を行うこと。

※衝立1セットは、心電図機器1セットに対してセッティングするベッド数2台の四方及びベッド間を遮蔽できるものを用意すること。

※検査ベッドの上に敷く毛布（厚みがあるものが好ましい）は、受託者が用意する。

※学校により検診会場とする教室が異なるため、会場環境等適宜確認すること。

※検査の実施手順については、概ね7～10日前までに学校の担当者へ確認し、必要があれば調整を行うこと。

※学校又は委託者からやむを得ない事情で変更の依頼があった場合等は日程調整に応じること。

《検査実施》

- (1) 学校の検診担当者と打合せのうえ、検査会場の設営を行う。
- (2) 検査実施日に、学校から「心臓検診（心音図・心電図）連名簿」（複写式、別紙3）及び「心臓検診の事前調査票」（別紙4）を受領する。
※（別紙3）と（別紙4）の検査番号は受託者が記入する（検査番号は両様式で必ず一致させる）。
※（別紙4）は、受検者本人が各自で持ち、検査順に受託者が回収する方法となる。
- (3) 学校での心電図検査実施は臨床検査技師または医師が実施し、同検査の所見確認は医師が行うこと。
- (4) 学校での検査終了後、受領した書類2種に対する受領書を学校に提出する。
- (5) （別紙4）のスクリーニング作業を行う。
- (6) 心電図検査の結果所見がある者、（別紙4）のスクリーニング結果が10点以上のものについて連名簿に記入し、委託者が主催する「心臓検診判読委員会」に検査資料を用意して参加する。

※令和3年度開催実績2回（4/23、5/25）※令和4年度日程は未定

※「心臓検診判読委員会」では短時間で相当数の資料を判読するため、委員会開催前に判読が必要な資料の整理を行い、委員会開催中も判読委員に対し速やかな資料提示が行えるよう準備すること。

※上記のほか、「心臓検診判読委員会」での委託者との役割分担については契約後に調整する。

- (7) 一堂に会して心臓検診判読委員会を開催することが困難な場合は、委員が検査資料を確認できるよう、委託者と協議のうえ実施する。

(8) 心臓検診判読委員会の判定結果を受領し、速やかに学校別判定結果一覧を作成するとともに、各学校への結果通知を作成し、判読結果を記録した（別紙3）（複写のうち1枚は受託者控えとする）・（別紙4）、心電図検査資料（心臓検診判読委員会によるスクリーニング対象となった生徒のみ）を各種鑑文等とあわせて封詰めし、委託者へ送付する。

※結果通知の様式（令和3年度は7種あり。結果別の使い分けについては契約後に指示）、封筒は契約後委託者より受託者へ引き渡す。

(9) 検査者はマスクを着用し、事前に手指の消毒を行う。検査中は、適宜手指や検査機器等を消毒する。

5 未検者のフォロー

検査実施日に未検となった者を対象としたフォロー検査期間を設定し、受託者施設で実施する。

※詳細日程等は委託者と協議して決定する。

※令和3年度フォロー期間（参考）4月12日～4月22日

6 検査結果の報告

全検査終了後、学校ごとの受検者数と検査結果を集計し、完了届とともに委託者へ報告する。

7 その他

- (1) 検診実施方法（受検者の服装注意点、検診の流れ等）については契約決定後速やかに委託者と協議すること。
- (2) 不測の事態により（別紙1）の日程で検診を実施することが困難な場合には、検査対象者の全てが検査を受けられるよう日程調整等に応じること。
- (3) この仕様書に定めのない事項は、委託者と協議のうえ行うものとする。

8 担当課

札幌市教育委員会生涯学習部保健給食課保健係 小川
札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル
TEL011-211-3841／FAX011-211-3834